

(公印省略)
福指第 1763 号
令和 8 年 3 月 23 日

指定介護サービス事業所 管理者
介護保険施設 施設長 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に係る届出について(通知)

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に係る届出について、下記のとおり通知します。本加算を取得するための取組みを進めることが、介護従事者の処遇改善や労働環境の改善に資するものであり、介護人材の確保や定着につながることから、加算の取得に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、届出にあたっては、令和 8 年度の様式を使用してください。

記

1 対象事業所

令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算を算定する事業所

2 提出期限 (令和 8 年 4 月または同年 5 月から算定を希望する場合)

令和 8 年 4 月 15 日(水)

※(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援の事業所は 6 月以降の算定となるため、令和 8 年 6 月 15 日(月)です。

※ 届出受付開始日は令和 8 年 4 月 1 日(水)です。

※ 提出期限を過ぎた場合には、令和 8 年 4 月及び 5 月からの算定は認められず、6 月以降から算定開始となります。
(算定開始月の 2 か月前の末日までに提出)

3 提出書類・届出様式等 ※作成の際には必ず記入例を熟読すること

届出する同一法人内の事業所数に応じて、様式を選択し、提出してください。

→ 処遇改善計画書 (別紙様式 2-1) 及び施設・事業所別個表 (別紙様式 2-2)

届出様式は、福岡市ホームページよりダウンロードできます。

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること
> 介護報酬に係る届出 (加算・減算) > 2 介護職員処遇改善加算等

掲載先 URL : <https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigohousyu.html#kj2>

※福岡市においては、体制等状況一覧表の届出(加算届)の提出は不要です。

4 届出方法等

今回の届出にかかる専用ホームページを開設しますので、専用ホームページから届出を行ってください。また、本加算、計画書に係る問い合わせについては、専用ホームページでの受付とするほか、厚生労働省がコールセンターを設置しております。

- 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号:050-3733-0222(受付時間:9:00~18:00(土日・祝日含む))

専用ホームページ URL:後日通知します。

※サービス提供体制強化加算や生産性向上推進体制加算により処遇改善加算の要件を満たすこととする場合は、**電子申請届出システム**にてそれぞれの加算の体制等状況一覧表の届出(加算届)をご提出ください。算定する月の前月15日までに届出をお願いします。

5 受託事業者

今回の届出に係る受付等業務を株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターに委託しています。

当課及び株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターへの書類郵送・持ち込みは受理できませんのでご了承ください。

電話・メールでの問い合わせは受け付けておりませんので、ご了承ください。

回答までにお時間をいただくことがあります。

6 留意事項

- ・計画書のシート「基本情報入力シート」の中のサービス名について、介護予防訪問サービスについては、「訪問型サービス(独自)」を、介護予防通所サービスについては、「通所型サービス(独自)(19人以上)」または「通所型サービス(独自)(19人未満)」を選択してください。
- ・本加算の計画書等の提出にあたっては『介護保険最新情報Vol.1479(「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A(第1版)」について)』を必ずご一読の上、本加算制度の趣旨・内容を理解した上で提出してください。
- ・様式は、令和7年度の内容から変更されています。**記入例を必ず参照の上、新様式にて作成してください。**
- ・複数の事業所をまとめて届け出る場合において、**福岡市の所管以外の事業所が含まれる場合には、その事業所を所管する保険者に対しても届出が必要**になります。
 - ※ 福岡市から指定を受けている事業所で算定希望の場合は、指定権者に福岡市と記載してください。記載していない場合は、算定できませんのでご注意ください。
 - ※ 総合事業については、記載例で示している通り、別に行を分けて記載する必要があります。記載していない場合は、算定できませんのでご注意ください。
 - ※ 個票のキャリアパス要件IVにおいて、介護予防サービスおよび総合事業の訪問型・通所型サービスについては、本体となる介護給付のサービスと一体的に運営されている場合は、同一事業所とみなし、年額440万円となる者は合計で1人設定すれば要件を満たすものとします。
介護予防サービスおよび総合事業の訪問型・通所型サービスにおける、改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数については、本体事業所と同数を記載してください。

(短期入所生活介護・短期入所療養介護についても同様です。)

・複数の事業所をまとめて届出される法人において、令和8年6月以降に新たに事業所を開設する場合には、新規事業所に関しては、施設・事業所別個票に掲載せず、新規事業所申請の際に別途届出を行って下さい。

・今回の届出にあたっては、原則、様式以外の添付資料(証明資料)の提出を求めませんが、以下の点にご留意ください。

① 指定権者から提出の求めがあった場合には、速やかに提出すること。

② 計画書への虚偽記載(算定要件を満たしていないにもかかわらず、加算の届出を行うなど) や不正請求があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があること。

※ 運営指導等で証明資料の提示を求める場合があります。

・本事業の実施につきまして、厚生労働省がコールセンターを設置しておりますので、必要に応じてご活用ください。

○ 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号:050-3733-0222(受付時間:9:00~18:00(土日・祝日含む))

【本通知に係る問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

電話：711-4257 FAX：726-3328